

至急 「学びの継続」のための 『学生支援緊急給付金』申請について

コンシェルジュにて申請書を受け取り、期間内に提出してください。

提出期限 7月16日（木） 17:00まで

[>>>詳しくはこちらをクリック](#)

1. 事業の概要

本事業はどのような事業ですか？

今般の新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、世帯収入・アルバイト収入の大幅な減少により、学生生活にも経済的な影響が顕著となっている状況の中で、大学等での修学の継続が困難になっている学生等が修学をあきらめることがないように、現金を支給する事業です。

本事業の募集時期はいつですか？

申請は、5月19日以降、順次各大学等において受付を開始します。申請締切日を在学期に必ず確認し、募集時期を逃さないよう注意してください。

支給される金額はいくらになりますか？

住民税非課税世帯の学生等は20万円、それ以外の世帯の学生等は10万円です。

どのような人が支給対象となりますか？

国内の大学等に在学している人が対象です。
家庭から自立してアルバイト等により学費を賄っていることや、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でその収入が大幅に減少していることなどの要件を満たすことを求めています。最終的には申請内容を踏まえて大学等において判断します。

申込みにはどのような書類が必要ですか？

必要な書類を作成し、支給要件を満たすことが確認可能な書類とともに、在学期の担当窓口へ提出してください。

●申込みから支給完了までの流れ

